

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用の取扱いについて

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたり、「短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない」とされています。（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第21号）

しかし、個々の利用者の心身状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、特に必要と認められる場合には、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることで弾力的に運用することができます。

短期入所サービスの適切な利用を確保するため、認定有効期間全体のおおむね半数を超えることが見込まれる場合、超える見込みがある月の二ヶ月前までに理由書に係る書類を添えて、まんのう町へ提出してください。提出書類については、介護給付適正化の観点から町で判断後、提出者（ケアマネジャー等）に結果を通知（理由書の写し等を返却）します。

（１）提出書類

- ① 短期入所サービスについて要介護認定有効期間のおおむね半数を超える利用を必要とする理由書
- ② ケアプラン 1～3表
- ③ アセスメント表

（２）届出時期

要介護認定有効期間の利用累積日数が半数を超える見込みがある月の二ヶ月前まで

なお、理由書には、本人（心身状況、短期入所サービス利用の必要等）や家族（家族構成、主介護者やキーパーソンの意向、家族や親族が在宅で日常的に援助することができない状況等）についても記載してください。

【留意事項】

- ・まんのう町へ理由書提出後も、サービス利用のあり方などの検討を行い、必要に応じ介護保険施設等への入所申込みを行うなど、半数を超えての利用について早期解消に努めてください。
- ・次期認定有効期間内においても、おおむね半数を超える見込みとなった場合には、再度提出が必要になります。
- ・短期入所サービス利用が続いている場合には、介護予防支援事業所及び居宅介護支援事業所に対し、対応状況等を確認する場合があります。